

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「静岡県議会レポート」郵送料 (Vol. 28)		
年月日	令和 3年 4月 30日～令和 年 月 日	金額	420 円

目的	県議会 2 月定例会の審議状況や県政の諸課題に関する情報を広く県民に広報する為
使途	「静岡県議会レポート」郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における予算の執行状況や、県の施策展開や条例制定等は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》

領収書

様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84	10.5g 5通 ¥420
小計	¥420
郵便物引受合計通数	5通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥420 ¥38
非課税計	¥0

△計 合計	¥420
お預り金額	¥420





〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町 2-3-1  
取扱日時：2021年 4月 30日 14:38  
担当：[Redacted]  
発行No. Z10430A0530 端N06箱01  
連絡先：掛川水垂郵便局  
TEL:0537-23-1116

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	420 円	1/1	420 円
		100%	

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 5月 6日～	年 月 日	金 額 2,820 円



目 的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>利用証明書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお姿さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月 6日 16時10分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外注)</p> <p>—入口料金所— 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01171540-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>利用証明書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお姿さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月 6日 9時29分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外注)</p> <p>—入口料金所— 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00290902-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820 円	1/1 100%	2,820 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年5月10日～	年月日	金額 2,820円

目的	一般質問レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月10日10時34分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(別添)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号207-00211002-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月10日19時18分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(別添)</p> <p>-入口料金所- 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01391841-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 5月11日～	年 月 日	金 額 2,820 円

目 的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。


### 利用証明書

料金所 静岡  
 お問合わせは、中日本お客さまセンター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月11日 9時47分  
 車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
 (外割)

～入口料金所～ 掛川  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号205-00320916-00

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 掛川  
 お問合わせは、中日本お客さまセンター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月11日 15時03分  
 車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
 (外割)

～入口料金所～ 静岡  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号204-00731428-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820 円	1/1 100%	2,820 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 3年 5月17日～	年 月 日	金額 3,280 円

目的	議案説明
使途	交通費 (JR 新幹線 : 掛川駅⇄静岡駅 @1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会に提出される予定の議案についてである
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>回数券6枚綴り 5.6枚目使用 領収証の原本は 3-8-3-1a に貼付</p>	
<p>領収書 Receipt 領収年月日 2021-3-19 金額 ¥9,840 (消費税等込み) (クレジット扱い) 購入商品: JR乗車券類 JR tickets (40060 7枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅 掛川駅-MV発行 50061-02 3-9-3-1a 印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	



### 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(030511)

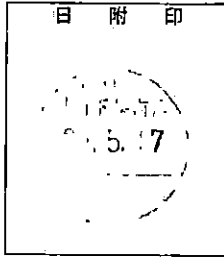
口座記号 番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和	3年	5月分	ご使用期間	4月8日~	5月10日(日程06)
金額				千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)
				3 9 1 1	355 円
ご依頼人氏名 増田 享大 様					
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		
従量電灯B	A 60	kWh 111	3911		

お支払期日は **6月10日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。払込用紙の有効期限は **6月30日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

**0570-048-155**  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)



### 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(030608)

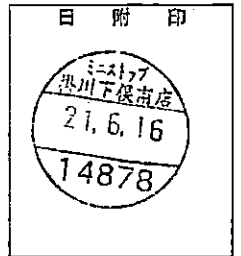
口座記号 番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和	3年	6月分	ご使用期間	5月11日~	6月7日(日程06)
金額				千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)
				3 9 3 5	357 円
ご依頼人氏名 増田 享大 様					
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		
従量電灯B	A 60	kWh 111	3935		

お支払期日は **7月8日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。払込用紙の有効期限は **7月28日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

**0570-048-155**  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)



### 振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(030708)

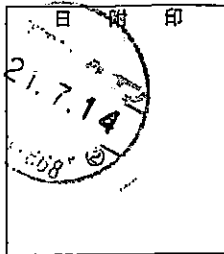
口座記号 番号	00100	5	900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和	3年	7月分	ご使用期間	6月8日~	7月7日(日程06)
金額				千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)
				3 9 2 3	356 円
ご依頼人氏名 増田 享大 様					
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		
従量電灯B	A 60	kWh 110	3923		

お支払期日は **8月10日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。払込用紙の有効期限は **8月30日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター

**0570-048-155**  
(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)





本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	湖西警察署落成式・及び意見交換		
年月日	令和 3年 5月19日～	年 月 日	金額 2,680円

目的	湖西警察署落成式 及び意見交換	
使 途	交通費 (東名掛川 IC⇄三ヶ日 IC @1,340×2)	
政務活動・ 県政との 関連性	県警察本部湖西署に関してである	
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 三ヶ日</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月19日 8時47分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,340-</p> <p>(外払)</p> <p>入口料金所一 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号202-00710820-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 5月19日 11時42分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,340-</p> <p>(外払)</p> <p>入口料金所一 三ヶ日 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00401114-00</p> </div> </div>		

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,680円	1/1 100%	2,680円





## 領収書

様

[別納引受] 区内特別基(定) @73	14.5g 203通	¥14,819
小計		¥14,819

郵便物引受合計通数	203通	
課税計(10%)	¥14,819	
(内消費税等)	¥1,347	
非課税計	¥0	

合計	¥14,819
お預り金額	¥15,000
おつり	¥181

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年 5月19日 13:35  
担当: [REDACTED]  
発行No. Z10519A2444 端N60箱01  
連絡先: 大須賀郵便局  
TEL: 0537-48-4581

## 領収書

様

[別納引受] 区内特別基(定) @73	14.5g 328通	¥23,944
小計		¥23,944

第一種定形 @84	14.5g 96通	¥8,064
小計		¥8,064

郵便物引受合計通数	424通	
課税計(10%)	¥32,008	
(内消費税等)	¥2,909	
非課税計	¥0	

合計	¥32,008
お預り金額	¥33,000
おつり	¥992

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年 5月19日 14:34  
担当: [REDACTED]  
発行No. Z10519A1056 端N06箱01  
連絡先: 掛川水垂郵便局  
TEL: 0537-23-1116

## 領収書

様

[別納引受] 区内特別基(定) @73	14.5g 245通	¥17,885
小計		¥17,885

郵便物引受合計通数	245通	
課税計(10%)	¥17,885	
(内消費税等)	¥1,625	
非課税計	¥0	

合計	¥17,885
お預り金額	¥20,000
おつり	¥2,115

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年 5月20日 9:17  
担当: [REDACTED]  
発行No. Z10520A1889 端N27箱02  
連絡先: 遠江大東郵便局  
TEL: 0537-72-2541

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報掲載・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コロナ対策ヒアリング		
年 月 日	令和 3年 5月25日～	年 月 日	金 額 3,580 円

目 的	コロナ対策に関する意見聴取と会派対応打ち合わせ
使 途	交通費 (東名掛川IC⇔清水IC @1,790×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県危機管理・健康福祉部所管のコロナ対策に関してである

《領収書貼付枠》※ 清水駅周辺にて打ち合わせ

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。


### 利用証明書

料金所 清水  
 お問合わせは、中日本お客さまセンター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客さまは  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月25日18時04分

車種 普通  
 通行料金 ¥1,790-  
 (外訳)

-入口料金所- 掛川  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号205-02261715-00

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 掛川  
 お問合わせは、中日本お客さまセンター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客さまは  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月25日21時21分

車種 普通  
 通行料金 ¥1,790-  
 (外訳)

-入口料金所- 清水  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号204-02052040-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,580 円	1/1 100%	3,580 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	予算箇所表郵送料		
年月日	令和 3年 5月25日～	年 月 日	金額 10,512 円

目的	県予算に関する情報を広く県民に広報する為
使途	予算箇所表郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の予算やその執行状況は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。

《領収書貼付枠》

領収書

様

[別納引受]  
区内特別基 (定)  
@73 144通 ¥10,512  
-----  
小計 ¥10,512  
-----  
郵便物引受合計通数 144通  
課税計 (10%) ¥10,512  
(内消費税等 ¥955)  
非課税計 ¥0  
-----  
合計 ¥10,512  
お預り金額 ¥20,000  
おつり ¥9,488

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2021年 5月25日 14:40  
担当：[REDACTED]  
発行No. Z10525AZ061 端N27箱02  
連絡先：遠江大東郵便局  
TEL:0537-72-2541

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	10,512 円	1/1	10,512 円
		100%	

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	MRC マネジメントリッチクラブ年会費		
年月日	令和 3年 5月25日～	年 月 日	金額 12,000 円

会の趣旨・目的	MRCは会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営に関する様々な課題解決に向け、研修会や意見交換会を実施する。
会の活動内容等	経済・経営に関する講師を招いての講演会・研修会の開催、先進企業視察。
政務活動・県政との関連性	県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。

《領収書貼付枠》

島田掛川信金全国しんきんネット  
ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
ご利用年月日 取次店番・交付番号  
03 05 25 1513001t-0070  
お取引店 口座番号

お取引金額  
お取引手数料  
時刻 12:40  
説明コード

お取引金額  
¥12,000\*  
お取引後残高

島田掛川信用金庫  
本店営業部  
お普通通 0000039762  
お入金口座 マネジメントリッチクラブ様  
支店 〆ツツ 〆カヒロ様  
0537-21-2700  
内務課

島田掛川信用金庫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	12,000 円	1/1	12,000 円
		100%	

# MRC

MANAGEMENT RICH CLUB

## INFORMATION

### 令和3年度 年会費納入のお願い

令和3年4月12日

MRC会員各位

平素よりお世話になっております。  
さて、令和3年度年会費の納入をお願いしたく、ご案内申し上げます。

令和3年度 MRC年会費 : 12,000円

(正会員・賛助会員共通価格)

(振込料は貴社にてご負担ください)

令和2年度(第20期)の活動がコロナ禍で十分に出来ておりませんので、令和3年度(第21期)に限り、年会費を減額いたします。

※次回(5/17)定例会出席時にご持参頂いても結構です。

#### 振込先

島田掛川信用金庫 本店

普通預金 口座番号:39762

口座名義:マネージメント・リッチ・クラブ 会長 戸田直員

#### 期日

令和3年 5月31日まで

#### その他

- 領収は、金融機関の振込書をもって証とさせていただきますので、ご了承ください。
- お忙しいとは存じますが、納入が遅れますと会の運営に支障をきたしますので、期日までに納入くださるよう宜しくお願いいたします。

#### お問い合わせ先

MRC事務局 (株式会社トダックス内)

PCメール : [info@mrc21.jp](mailto:info@mrc21.jp) 携帯電話 : [REDACTED]

# 経営者のカリキュラム

第21期 令和3年度MRC活動計画 (令和3年4月~令和4年3月)

## 「 転 」

月 日	内 容	講 師
令和3年 4月12日(月)	第240回 MRC 総会 【未来は創造するもの ~やらまいか精神の発揮~】	MRC 顧問 新静岡学園 学園長 静岡産業大学 総合研究所 所長 大坪 禮 氏 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
5月17日(月)	第241回 MRC 定例会 【人事労務担当として見てきたこと。 社労士として見えてきたこと。 ~労務管理の観点から~】	社会保険労務士 オフィス一心堂 代表 松永 康裕 氏 (会員)
6月14日(月)	第242回 MRC 定例会 【我が経営を語る】	株式会社 野菜くらぶ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span> 代表取締役 澤浦 彰治 氏 (群馬県)
7月5日(月)	第243回 MRC 定例会 【利他の心が響き合う社会を目指して】	株式会社 宮田運輸 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span> 代表取締役社長 宮田 博文 氏 (大阪府)
9月13日(月)	第244回 MRC 定例会・BBQ 【我が経営を語る】	MRC 顧問 [Redacted]
10月25日(月)	第245回 MRC 定例会 【我が経営を語る】	大峰堂薬品工業株式会社 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span> 代表取締役社長 辻 将央 氏 (奈良県)
11月8日(月)	第246回 MRC 定例会 【我が経営を語る】	弁護士法人 ライトハウス法律事務所 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span> 代表弁護士 青山 雅幸 氏 (静岡県)
令和4年 1月17日(月)	第247回 MRC 定例会 新年会 【新春講話】	MRC顧問 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span> 佐藤経済研究所 所長 佐藤 克昭 氏
2月14日(月)	第248回 MRC 定例会 【MRCでの学びと実行】	株式会社 サカモト [Redacted]
3月14日(月)	第249回 MRC 定例会 【我が経営を語る】	株式会社 野川建設 代表取締役社長 野川 恭永 氏 (会員)

日程・講師及び内容は変更になる場合があります。

## 出張研修事業委員会

3-2-7-11

月 日	内 容	講 師
令和3年 9月13日(月)	第244回 MRC 定例会・BBQ 会場：赤ずきんちゃんのおもしろ農園	MRC顧問 初代牧之原市長 西原 茂樹 氏
12月6日(月)	忘年会 株式会社 中遠熱処理技研 工場見学 (掛川市) ※忘年会 会場検討中	株式会社 中遠熱処理技研 代表取締役 高田 直由樹 氏 (会員)
	計画中	

## 定例会スケジュール

〈懇親会あり〉		〈懇親会なし〉	
18:15~	開式	18:00~	食事
18:30~	講演会 (60分)	18:30~	開式
19:30~	懇親会 (120分)	18:45~	講演会 (90分)
21:45	閉会	20:30	閉会

	MRC 正会員 (経営者・経営に携わる管理者又は後継者)	MRC 賛助会員 (学者・学生・主婦・一般社員)
年会費	36,000円 (月額3,000円を年度初に一括納入する)	24,000円 (月額2,000円を年度初に一括納入する)
	※第21期に限り、年会費12,000円 (月額1,000円) 正会員・賛助会員共通の特別価格とします。	
定例会参加費	懇親会なし: 会員(1名・1回): 3,000円 ゲスト(1名・1回): 4,000円	懇親会なし: 会員(1名・1回): 3,000円 ゲスト(1名・1回): 4,000円
	懇親会あり: 会員(1名・1回): 6,000円 ゲスト(1名・1回): 8,000円	懇親会あり: 会員(1名・1回): 6,000円 ゲスト(1名・1回): 8,000円
	※定例会 (懇親会あり) の講演会のみ参加する場合は、会費 (1名・1回) 2,000円とします。	
	※ZOOMでの開催となる場合は、会費 (1名・1回) 1,000円とします。	

入会金のお振込先	金融機関名	店名	種類	口座番号	口座名義	※営業所長・店長は正会員の扱いとする。 ◆中途入会金は年会費は月割とする。
	島田掛川信用金庫	本店	普通	39762	マネージメント・リッチ・クラブ 会長 戸田直貴	

※ゲスト様の3回目以降の参加希望の場合は、ご入会いただき、年会費をお支払いいただけます。



### 豊かな会社をつくろう

会員の経験と知識によって、  
企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。

### 基本理念

#### 豊かな経営者になろう

知識に学びあい、  
現代の経営者に要求される総合的な能力を鍛えます。

#### 豊かな経営環境をつくろう

中小企業の経営を守り、  
繁栄させるために経営環境の改訂に努力します。







2021年4月16日

会員各位

掛川経済懇話会  
(掛川商工会議所内)  
会長 松浦 明

## 掛川経済懇話会「2021年度前期会費」ご納入のお願い

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2021年度前期会費につきまして、下記の通り請求申し上げますので、ご出費ご多端の折柄誠に恐縮に存じますが、期日までにご納入くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

### 記

#### ■ご請求金額

**2021年度前期会費（1～6月分） 20,000円**

※恐れ入りますが、5月末日迄に下記銀行口座へ振込み願います。

<振込先> [金融機関名] 静岡銀行掛川支店  
[口座種別] 普通預金  
[口座番号] 0042215  
[口座名義] 掛川経済懇話会 会長 松浦 明

[事務局] 〒436-0079 掛川市掛川 551-2 掛川商工会議所総務企画課

TEL: (0537) 22-5151 (代) FAX: (0537) 22-0954

# 掛川経済懇話会規約

3-8-7-12

- 第1条 本会は掛川経済懇話会と称す。
- 第2条 本会は事務所を掛川市 掛川商工会議所に置き、事務を委託する。
- 第3条 本会は掛川市の経済界の発展に寄与し、会員相互間の親睦融和を図り、又会員の経済知識の向上と、政治意欲の盛り上りを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的のため研究会、講演会、視察、懇談会等の事業を行なう。
- 第5条 本会の会員は、掛川市及びその一円に居住或いは事業所を持つ者とする。
- 第6条 新しく会員となるものは、役員会の承認を得なければならない。  
加入金は徴収しない。  
脱会は自由なるも、年度内の会費は徴収する。
- 第7条 本会の会員は会費を負担する義務を負う。  
会費は半期 20,000 円（年額 40,000 円）とし、徴収は年 2 回とする。  
本会費は、静岡銀行掛川支店が徴収し保管する。但し、会長が必要と認めたる時は総会の議を経て追加徴収又は返戻する。
- 第8条 本会は毎年 1 月より 12 月までを 1 ケ年度とする。
- 第9条 本会は 1 月に定例総会（会務報告、決算並びに予算、役員選任）を行ない、春秋各 1 回例会（講演、研究、視察、懇親会等）を開催する他、会長が必要と認めたる時は随時これを開催する。  
決議事項は出席会員の過半数をもって決定する。
- 第10条 本会に次の役員を置く。  
会長 1 名、副会長 2 名、幹事 4 名、会計監査人 2 名。  
役員は定例総会において選出する。  
会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、事故あるときは代理する。  
幹事は本会の事業の運営にあたる。  
会計監査人は会計を監査する。  
役員任期は何れも 2 ケ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 第12条 本規約の改廃は総会の承認を得るものとする。
- 第13条 本規約に定めない事項については役員会に於いて決定する。

## 附 則

- 本規約は昭和 48 年 1 月 1 日より実施する。  
昭和 50 年 1 月 17 日より一部改正する。  
昭和 50 年 9 月 10 日より一部改正する。  
昭和 51 年 1 月 1 日より一部改正する。  
昭和 53 年 1 月 1 日より一部改正する。  
昭和 55 年 2 月 25 日より一部改正する。  
平成 3 年 1 月 14 日より一部改正する。  
平成 11 年 1 月 19 日より一部改正する。  
平成 18 年 1 月 24 日より一部改正する。  
平成 27 年 2 月 2 日より一部改正する。











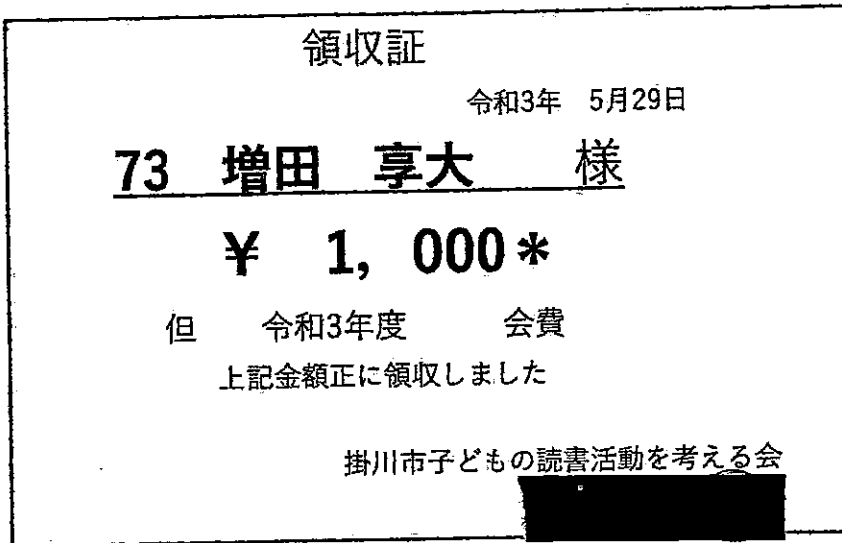
支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川市子どもの読書活動を考える会年会費		
年月日	令和3年5月29日～	年月日	金額 1,000円

会の趣旨・目的	同会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。
会の活動内容等	子どもの読書の実態や環境に関する調査・研究、学習会の開催、情報収集と提供、その他子どもの読書環境の整備と推進にかかる活動。
政務活動・県政との関連性	県の教育方針には、子どもの読書活動の推進が目的とされており、県立や各学校等の図書館の環境整備は県の責務である。

《領収書貼付枠》



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,000円	1/1	1,000円
		100%	



第3号議案 令和2年度 掛川市子どもの読書活動を考える会役員(案)

3-2-7-16

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	土井 幸弘	事務局員	
副会長		事務局員	
事務局長		事務局員	
事務局員		監事	
事務局員		監事	
事務局員		顧問	
事務局員			

掛川市子どもの読書活動を考える会 会則

名称

第1条 この会は、「掛川市子どもの読書活動を考える会」と称する。

本拠・事務局

第2条 この会の本拠・事務局は、下記とする。(事務局長宅)

目的

第3条 この会は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものとし、社会の一員として、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。これらの計り知れない価値を認識して、読書環境の整備など読書活動に関する諸問題に取り組み、子どもの読書活動の推進に寄与する。

事業

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 掛川市立図書館、保幼・小・中・高等学校、福祉施設、公民館、地域生涯学習センター、その他関係機関等と連携し、子どもの読書環境を整え、読書活動の推進を図る。
- 2 子どもの読書の実態や環境について調査・研究を行い、提言する。
- 3 子どもの読書に関する学習会を行う。
- 4 読書活動に関する情報の収集および提供を行う。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

会員・会費

第5条 この会の会員は、次の資格を有し、会費を納入するものとする。

- 1 この会の目的に賛同し、会の行う事業に参加するものをもって会員とする。
- 2 会費は、年1,000円とする。

役員

第6条 この会には、次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 事務局長1名 事務局員若干名 監事2名

なお 顧問を置くことができる

第7条 役員は、年度の最初の総会において、会員より選出する。

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会の業務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 事務局員は、この会の事務を行う。
- 4 会長、副会長、事務局長、事務局員で運営委員会を組織し、会の運営を行う。

会議

第10条 総会は、年1回開き、会長が召集する。運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

会計

第11条 この会の会計は、次の通りとする。

- 1 この会の事業に要する費用は、会費・寄付金をもってあてる。
- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

会則の発効

第12条 この会則は、平成15年12月6日から効力を発する。

平成16年5月15日 一部改正  
 平成17年5月14日 一部修正  
 平成30年5月13日 一部改正

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料		
年月日	令和 3年 5月30日~令和 3年 7月30日	金額	5,802 円

目的	公明党の主張・活動・意見等の学びを通じた県政・社会情勢に関する情報収集
使途	令和3年5・6・7月分購読料 (@1,934)
政務活動・ 県政との 関連性	同党は国内における主要政党であり、同党に寄せられる住民要望や意見をもとに活動する多くの党員や議員も存在し、それらの主張や意見を学び県政の施策展開の参考とする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

増田 亨大 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2021年5月分

領収日 5月30日  
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象  
(8%対象  
0)  
1,934)

販売店 大塚 秀訓  
住所 藤枝市青南町4-9-45  
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271



お申込No. [Redacted]

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,802 円	1/1 100%	5,802 円

新聞購読料 領収証

増田 亨大 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年7月分 領収日 7月30日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,934)

販売店 大塚 秀訓  
住所 藤枝市青南町4-9-45  
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No. [REDACTED]



新聞購読料 領収証

増田 亨大 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年6月分 領収日 6月30日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,934)

販売店 大塚 秀訓  
住所 藤枝市青南町4-9-45  
TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No. [REDACTED]




支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	海岸振興策ヒアリング		
年月日	令和3年5月31日～	年月日	金額 940円

目的	海岸振興策に関する意見聴取
使途	交通費 (東名掛川IC⇄相良牧之原IC@470×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県交通基盤部所管の海岸振興に関してである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**ご利用証明書**

料金所 掛川  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)


21年 5月31日 15時17分

車種 普通

通行料金 ¥470-

(外訳)

-入口料金所- 相良牧之原  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\* \* \*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-00931508-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**ご利用証明書**

料金所 相良牧之原  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 5月31日 13時28分

車種 普通

通行料金 ¥470-

(外訳)

-入口料金所- 掛川  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\* \* \*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-00921318-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	940円	1/1 100%	940円



2021年 5月分 領収証 発証No 00022806-202105-1

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,100

合計金額
¥3,100 (8%対象 3,100円) <small>(消費税込み)</small>

※ は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購読有難うございます  
上記金額正に領収致しました



**(有)風間新聞社**  
 掛川市駅前 4 - 6  
 TEL 0537-24-4811



2021年 6月分 領収証 発証No 00022806-202106-1

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,100

合計金額
¥3,100 (8%対象 3,100円) <small>(消費税込み)</small>

※ は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購読有難うございます  
上記金額正に領収致しました



**(有)風間新聞社**  
 掛川市駅前 4 - 6  
 TEL 0537-24-4811



2021年 7月分 領収証 発証No 00022806-202107-1

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,100

合計金額
¥3,100 (8%対象 3,100円) <small>(消費税込み)</small>

※ は軽減税率対象

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購読有難うございます  
上記金額正に領収致しました



**(有)風間新聞社**  
 掛川市駅前 4 - 6  
 TEL 0537-24-4811



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	予算箇所表郵送料		
年月日	令和 3年 6月 2日～	年 月 日	金額 4,452 円

目的	県予算に関する情報を広く県民に広報する為																									
使途	予算箇所表郵送料																									
政務活動・ 県政との 関連性	県の予算やその執行状況は県民の生活に直結しており、それを県民に伝えることは最も重要な活動である。																									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>《領収書貼付枠》</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <h2 style="margin: 0;">領収書</h2> <p style="margin: 0;">様</p> <hr/> <p>[別納引受]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">第一種定形 @84</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">53通</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">22.0g ¥4,452</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小計</td> <td style="text-align: right;">¥4,452</td> </tr> <tr> <td colspan="2">郵便物引受合計通数</td> <td style="text-align: right;">53通</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課税計(10%) (内消費税等)</td> <td style="text-align: right;">¥4,452 ¥404</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非課税計</td> <td style="text-align: right;">¥0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td style="text-align: right;">¥4,452</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お預り金額</td> <td style="text-align: right;">¥10,052</td> </tr> <tr> <td colspan="2">おつり</td> <td style="text-align: right;">¥5,600</td> </tr> </table> <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 6月 2日 11:48 担当：[Redacted] 発行No. Z1000ZA1478 端N06箱01 連絡先：掛川水垂郵便局 TEL:0537-23-1116</p> </div> </div>			第一種定形 @84	53通	22.0g ¥4,452	小計		¥4,452	郵便物引受合計通数		53通	課税計(10%) (内消費税等)		¥4,452 ¥404	非課税計		¥0	合計		¥4,452	お預り金額		¥10,052	おつり		¥5,600
第一種定形 @84	53通	22.0g ¥4,452																								
小計		¥4,452																								
郵便物引受合計通数		53通																								
課税計(10%) (内消費税等)		¥4,452 ¥404																								
非課税計		¥0																								
合計		¥4,452																								
お預り金額		¥10,052																								
おつり		¥5,600																								

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,452 円	1/1	4,452 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和 3年 6月10日～	年 月 日	金額 300円

目的	掛川駅通り名店会会員との意見交換
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	商業振興は県における重要施策であり、駅周辺の商業施設経営者団体である掛川駅通り名店会会員から、景気動向や駅前の活性化等について意見聴取し、今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

# 中町駐車場

## 領収証

精算機 #01            A 精算No.000029  
 発券機 #01            発券No.061501  
 入庫時刻 2021年 6月10日(木) 17:32  
 出庫時刻 2021年 6月10日(木) 18:52  
 駐車時間                            1:20  
 駐車料金            A料金            300円  
 =====  
 合計                                    300円  
 現金領収額                            300円  
 お預り                                 300円  
 お釣り                                 0円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	1/1	300円
		100%	



支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 f. a. n 地域医療を育む会年会費		
年月日	令和 3年 6月18日～	年 月 日	金額 2,330 円

会の趣旨・目的	地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、医療や健康に関する市民目線での普及啓発を通じて、地域の保健・医療及び福祉の向上に寄与する。
会の活動内容等	地域医療講演会・勉強会の開催、「子どもの救急対応ガイドブック」の作成、出張出前講座の開催。
政務活動・県政との関連性	県には保健・医療計画があり、適切な医療環境整備とともに、適切な受診環境の整備に向けた取り組みを進めている。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,330 円	1/1	2,330 円
		100%	



NPO法人 f.a.n. 地域医療を育む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f.a.n. 地域医療を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中東遠地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①地域医療に関する啓発・情報発信事業
  - ②地域医療に関する学習会開催事業
  - ③その他、法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むも

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらか

じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。  
(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付随すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。  
(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

## (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

## (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

## (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

## (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

## (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

## (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

## (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

## (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

## (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

## (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

## (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 武田和子

副理事長

理事

同

同

監事



同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員会費 2,000円(1年間分)
  - (2) 賛助会員会費(個人) 1口 500円(1口以上)(1年間分)  
賛助会員会費(団体) 1口5,000円(1口以上)(1年間分)

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 6月25日～	年 月 日	金 額 2,820 円

目 的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: center;">料金所では一旦停車してください。</p> <h3 style="text-align: center;">利用証明書</h3> <p style="text-align: center;">料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 6月25日 9時38分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥1,410-</p> <p style="text-align: center;">(外訳)</p> <p>—入口料金所— 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 1回払い)</p> <p>* 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号205-00230908-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。</p>  <p style="text-align: center;">料金所では一旦停車してください。</p> <h3 style="text-align: center;">利用証明書</h3> <p style="text-align: center;">料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 6月25日 17時57分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥1,410-</p> <p style="text-align: center;">(外訳)</p> <p>—入口料金所— 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 1回払い)</p> <p>* 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01491722-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820 円	1/1 100%	2,820 円




支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コロナ対策ヒアリング		
年月日	令和3年6月27日～	年月日	金額 3,580円

目的	コロナ対策に関するヒアリング
使途	交通費(東名掛川IC⇄清水IC@1,790×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県危機管理・健康福祉部所管のコロナ対策に関してである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 掛川

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年6月27日20時12分


車種 普通

通行料金 ¥1,790-

(別途)

-入口料金所- 清水  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

\* 通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01811931-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 清水

お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年6月27日17時00分

車種 普通

通行料金 ¥1,790-

(別途)

-入口料金所- 掛川  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

\* 通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01741620-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,580円	1/1 100%	3,580円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川の現代美術研究会年会費		
年月日	令和 3年 6月28日～	年 月 日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的	同会は、現代アートの展示、保存、製作、子ども達への啓蒙等を通じ、中心市街地を始め市内各地域において広く芸術文化の普及を図ることを目的とする。
会の活動内容等	総会、市内芸術作品の清掃、維持管理、芸術イベントの開催、「掛川茶エンナーレ」への支援等。
政務活動・県政との関連性	県には文化振興計画があり、文化芸術を広く県民に広めることを政策的な目標としており、これらの活動を通じ今後の質問に役立てる。

領収証 増田 様 No. \_\_\_\_\_

★ 但 3,000 円

2022年 6月28日 上記正に領収いたしました。

掛川現代美術研究会 代表 増田和子

収入印紙

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

D211R18

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

代表者：山本和子 (旧姓：増田和子)  
 受取者：増田享大

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,000 円	1/1 100%	3,000 円

令和3年6月16日

NPO 法人掛川の現代美術研究会  
会員・賛助会員 各位

NPO 法人 掛川の現代美術研究会  
代表 山本和子

### 令和3年度会員登録意向確認及び総会の開催について（お知らせ）

入梅の候、ますますご清祥のことと存じます。

みなさま、おかわりなくお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。

さて、今年度の総会を下記のとおり行いますので、ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席ください。

総会の出欠等につきましては、同封の出欠等返信はがきにて、折り返しご返信ください。なお、総会資料につきましては、誠に申し訳ありませんが、当日配布とさせていただきます。

### 記

と き 6月28日(月) 午後7時15分～9時

場 所 街中再生サロン

### ※出欠等返信はがきについて

#### (1) 令和3年度会員登録について

令和3年度会員登録について、会員登録する(正会員・賛助会員)・会員登録しない のいずれかに○を付けてください。

正会員の年会費は、3,000円、準会員1,500円、賛助会員一口5,000円です。

#### (2) 6月28日の総会の出欠について

出席する・欠席する のいずれかに○を付けてください。なお、会員登録意向の方で欠席の場合は、議決を議長に委任する旨、署名押印をお願いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

問合せ先 代表 山本和子(0537-22-3225)

## ◆第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について

## 令和2年度活動報告

## (1) 会議及びおそうじ会

令和2年度定時総会	6月29日(月)		12人
第1回	6月21日(日)	くじら山、阿吽	7人
第2回	11月15日(日)	玄、合体、ブロンズ像	5人

- ・総会 6月28日(月)
- ・毎月第4月曜日は、定例会を開催

## (2) 重点事業(現代アートを生かした中心市街地活性化事業)

掛川市観光協会からの補助金と各商店街と商店からの参加費により事業を行いました。

## ① 「掛川現代アートプロジェクト アートコラボ大作戦」の実施。

- ・二の丸美術館企画展、ステンドグラス美術館の紹介板に、一年間に渡り、二の丸美術館企画展にあわせ、更新していただきました。

以上の事業により、二の丸美術館企画展のイベント性を高めると同時に、タイアップする各商店への回遊性及び掛川駅からの誘客性、まちぐるみの取り組みを高める仕掛けを行いました。

## ② 携帯電話によるホームページを立ち上げ、加盟店情報とアートコラボ情報を発信しました。

## (3) その他の活動

- ・鼎談-報徳 生活文化×文化芸術 現代アート-の開催

令和2年10月31日(土) (第1回) 10時30分～ LIVE 配信

(第2回) 14時00分～ LIVE 配信

令和2年11月13日(金) (第3回) 19時00分～ 公開・LIVE 配信

参加者 19名

大日本報徳社 鷺山恭彦 社長、現代アーティスト 柳澤紀子、

静岡大学 平野雅彦 による鼎談を実施。

感染症と共存の時代の日本、そして掛川における「報徳」と「現代アート」を通して「豊かに生きる」とはなにか」をお話しいただきました。

この事業は、掛川市と掛川市文化財団の補助金を活用して行いました。

## (事業報告書)

特定非営利活動法人 掛川の現代美術研究会

## 令和2年度事業報告書

## 1 事業の成果

掛川の街なかの回遊性を高めるために、アートを活用して商店街と美術館を結び、市民や訪れる人との接点を深め、市街地を主体としたパブリックアートの保全を図りながら、アートを身近なものとして感じることができた。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①掛川市内に存するパブリックアートの保全及び顕彰に関する事業	おそうじ会事業 (市内のパブリックアートのおそうじ)	6月21日 11月15日	くじら山阿吽 玄・合体	7人 5人		0
②掛川に関連する文化・芸術作品の製作、収集と公開に関する事業	・茶エンナーレエントリプログラム	延期				0
③掛川における地域特性を生かした芸術、文化の振興に関する事業	・現代アートプロジェクト	10月31日 11月13日	配信のみ 参加者19名+市職員+会員			631
④地域資源やアートを活かした、まちや中心市街地の活性化に関する事業	・アートコラボ大作戦	通年				204
	・交流型ツーリズム					0
	・携帯ナビゲーション管理・運営	通年				86

令和2年度 活動計算書  
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 掛川の現代美術研究会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
I 経常収益		36,000	
1. 受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	0		
前受正会員受取会費	0		
2. 受取寄附金		0	
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等		547,426	
受取民間助成金	217,426		
受取公共助成金	330,000		
4. 事業収益		270,500	
イベント参加費	134,000		
事業受託収入 (かけがわ茶エンナーレ、現代アート研究会など)	136,500		
5. その他収益		10	
受取利息	10		
雑収益			
経常収益計		853,936	853,936
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	268,070		
消耗品費	15,820		
通信運搬費	105,120		
借上料	6,000		
諸謝金	176,920		
業務委託費	300,000		
支払手数料	3,200		
材料費	0		
雑費	45,750		
その他経費計	920,880		
事業費計		920,880	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	880		
通信運搬費	800		
手数料	3,095		
雑費			
その他経費計	4,775		
管理費計		4,775	
経常費用計			925,655
当期経常増減額			-71,719
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		
経理区分振替額			-71,719
当期正味財産増減額			1,526,982
前期繰越正味財産額			1,455,263
次期繰越正味財産額			

(貸借対照表)

特定非営利活動事業会計 貸借対照表

特定非営利活動法人 掛川の現代美術研究会

令和3年3月31日現在

科 目	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産	1,455,263		
現金預金			
未収会費			
.....			
流動資産合計		1,455,263	
2 固定資産			
土地	0		
建物	0		
.....			
固定資産合計		0	
資産合計			1,455,263
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
前受金	0		
.....			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
.....			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
正味財産			1,455,263
(うち前期正味財産)			1,526,932
(うち当期正味財産増加額(減少額))			-71,719
負債及び正味財産合計			1,455,263

## ◆第2号議案 令和3年度事業計画について

### 【令和3年度事業報告】

#### (1) 会議及びおそうじ会

当会の機関事業として、昨年同様、定期的に取り組みます。

(年間予定)

- 第1回 6月13日(日) 全作品のチェック
  - 第2回 7月18日(日) くじら山、ブロンズ像
  - 第3回 9月5日(日) 玄、合体
  - 第4回 12月19日(日) 天地仁
  - 第5回 3月6日(日) コンクリート擁壁、玄、合体
- ・総会 6月28日 (月) 午後7時15分から
  - ・毎月第4月曜日は、定例会を開催

#### (2) 重点事業(現代アートを生かした中心市街地活性化事業)

掛川市観光協会の補助金、各商店街と各商店からの参加費により事業を行います。

##### ① 「掛川現代アートプロジェクト アートコラボ大作戦」の実施。

- ・二の丸美術館に二の丸美術館企画展にあわせ、チラシ・ポスター・入場券の配布をしていただきます。
  - ・協力店と美術館を含む文化施設・街なかアートを記載したマップを作成し、施設、店舗に配布します → 茶エンナーレ市民エントリーを確認中
  - ・マップには、二の丸美術館、ステンドグラス美術館、大日本報徳社、中央図書館を掲載し、各施設の魅力を多くの方に周知し、集客力のアップを図ります。
- 以上の事業により、二の丸美術館企画展のイベント性を高めると同時に、タイアップする各商店への回遊性及び掛川駅からの誘客性、まちぐるみの取り組みを高める仕掛けを行います。
- 茶エンナーレの市民プログラムのひとつとして実施予定。

##### ② 久保田市長へパブリックアートの維持管理システムの構築の要望書を提出する。

##### ③ 携帯電話によるホームページを活用し、加盟店情報とアートコラボ情報を発信します。

#### (3) その他の活動

- ・かけがわ茶エンナーレ2020+1 市民プログラム 8月29日に講習会を開催予定  
まちなかアート博士の育成により茶エンナーレでのアートガイドの育成を目的とする。
- ・現代アート茶会の開催
  - 10月16日～ 大国屋茶室にて現代アート茶道具を展示 予定
  - 10月19日 と11月、茶会は、大国屋月釜として実施予定



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談会活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和 3年 6月28日～	年 月 日	金額 400円

目的	掛川の現代美術研究会会員との意見交換
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県には文化振興計画があり、同会会員から掛川市の文化芸術振興策について意見聴取し、今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

# 中町駐車場

領収証

精算機 #01            A 精算No.000258  
 発券機 #01            発券No.062279  
 入庫時刻 2021年 6月28日(月) 19:10  
 出庫時刻 2021年 6月28日(月) 20:46  
 駐車時間                            1:36  
 駐車料金            A料金            400円  
 =====  
 合計                                    400円  
 現金領収額                            400円  
 お預り                                1,000円  
 お釣り                                 600円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	400円	1/1	400円
		100%	

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	交付金に関する状況調査		
年月日	令和 3年 7月 1日～	年 月 日	金額 16,400 円

目的	国からの交付金について牧野京夫参議院議員との意見交換
使途	交通費 (JR新幹線掛川駅-東京 @7,470×2+タクシー代1,460円)
政務活動・ 県政との 関連性	国から本県に交付される道路・河川整備、産業振興に関する交付金についてである。

### 領収書

Receipt  
 領収年月日 2021.-7.-1  
 金額 ¥7,470 (消費税等込み)  
 (クレジット扱い)  
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (10029 1枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 掛川駅  
 掛川駅-MV2発行 20030-02

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済

### 領収書

Receipt  
 領収年月日 2021.-7.-1  
 金額 ¥7,470  
 (クレジット扱い)  
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (20142 1枚)  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 東京駅  
 東京駅FC65発行 30143-02

印紙税申告納  
 付につき渋谷  
 税務署承認済

### 領収書

車両番号 7512号  
 2021年07月01日15:40  
 毎度ご乗車ありがとうございます。  
 (現金,チケット,クーポン,カード)  
 乗車料金 1460円  
 運賃料金計 1460円  
 計 1460円

ご乗車ありがとうございました。

**日本交通グループ**  
 東京梅田交通第二株式会社  
 亀有営業所  
 東京都足立区中川 2-1-21  
 TEL:03-3604-6551

✓ 東京駅 → 参議院議員会館

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,400 円	1/1 100%	16,400 円

## 様式第2号

## 県外調査概要書

令和 3年 7月 1日

会派名・議員氏名 自民改革会議 増田享大

目 的	国から本県への交付金について牧野京夫参議院議員との意見交換
年 月 日	令和3年7月1日
場 所	東京都千代田区永田町 参議院議員会館
内 容	<p>1 行程 掛川ー東京ー永田町</p> <p>2 応対者 牧野京夫参議院議員</p> <p>3 聴取内容 道路・河川整備を始め、茶業等の産業振興に関する国からの交付金に関し意見交換を行った。</p> <p>4 県政への反映 本県は道路や河川延長も長く、且つ地域からの整備要望は根強いが、特に河川における整備率は依然 50%余しか進んでおらず、国の交付金を活用した整備が望まれている。「国土強靱化」や「流域治水」、茶の海外輸出等、国の方針による財政出動も多く、留意が必要との意見を伺った。 今後は国の動向を注視しつつ、本県財政にも余裕がない中、少しでも交付金の採択が受けられるよう対策や要望の必要性を感じた。</p>


\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・聴取情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月7日～	年月日	金額 1,410円

目的	一般質問レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p><b>車利用証明書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月 7日 8時45分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>* 通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00430818-00</p> </div> <div style="width: 25%; text-align: right;"> <p>片道のみ</p> </div> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,410円	1/1	1,410円
		100%	


## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 7月 9日～	年 月 日	金 額 2,820 円

目的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである

《領収書貼付枠》

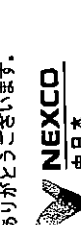
ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**ご利用証明書**

料金所 静岡  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月 9日 11時 58分  
車種 普通  
通行料金 ¥1,410-  
(外訳)

入口料金所一 掛川  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\* \* \* \* \*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 210-00031127-00

ご利用ありがとうございます。  
  
料金所では一旦停車してください。

**ご利用証明書**

料金所 掛川  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客様は  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月 9日 18時 58分  
車種 普通  
通行料金 ¥1,410-  
(外訳)

入口料金所一 静岡  
ETC 有効期限22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\* \* \* \* \*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-02901824-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,820 円	1/1	2,820 円
		100%	

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 7月12日～	年 月 日	金 額 2,820 円

目 的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月12日 9時20分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別添)

-入口料金所- 掛川

ETC 有効期限22年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)

\*\*\*

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号205-00120852-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月12日 18時47分

車種 普通

通行料金 ¥1,410-

(別添)

-入口料金所- 静岡

ETC 有効期限22年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)

\*\*\*

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19



取扱番号204-01651815-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,820 円	1/1	2,820 円
		100%	

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 3年 7月13日～	年 月 日	金額 2,820円

目的	一般質問レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月13日15時24分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00951452-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>利用証明書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月13日12時42分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号211-00321211-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円



支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	オイル交換代		
年月日	令和3年7月 <sup>14</sup> 6日～	年月日	金額 <sup>2,603</sup> <del>2,622</del> 円

目的	調査研究など政務活動を行うための自動車維持管理費
使途	オイル交換代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

[クレジット売上票] G  
 加盟店名 MERCHANT  
 ホンダ・カズ・スガ・カガ・インターテン  
 0537-62-2200  
 端末番号 TERM No 49713-560-70765  
 ご利用日 DATE 21/07/14 18:32:12  
 伝票番号 SLIP No 01037  
 会員番号  
 ACCT No  

取引内容	支払区分	取扱区分
売上	一括	110
カード会社	有効期限	
CARD Co	EXP DATE	

 金額 AMOUNT ¥10,490  
 合計金額 ¥10,490  
 MASUDA TAKAHIRO  
 ご利用ありがとうございました  
 またのご来店お待ちしております  
 A0000000031010  
 C01 A00253 VISA  
 売場: SALES COUNTER 係員: CLERK  
 INFOX お客様控え CUSTOMERS COPY

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動・私用を含む ため按分する	10,413	1/4	<sup>2,603</sup>
	<del>10,490</del> 円	25%	<del>2,622</del> 円

# 納品請求書

(お客様)

一般整備・他

お客様名 増田 享大  
住所 静岡県掛川市亀の甲  
2-2-8

様



Honda Cars 駿河 掛川  
静岡県掛川市矢崎町  
3-19  
TEL 0537-62-2200



3-D-7-33

ご自宅TEL [Redacted] 携帯TEL [Redacted]

通称名 ACCORD TOU 型式類別 16198 0006 登録番号 [Redacted]  
型式 DBA-CW2 外装色 [Redacted] 走行距離 203,493 km  
F/番号 [Redacted]

受付月日 2021年 7月15日 営業担当 [Redacted]  
修理区分 一般整備 受付担当 [Redacted]  
管理番号 [Redacted] 発行月日 2021年 7月15日  
明細書No SU21043 発行担当 [Redacted]

登録年月 2009年(平成21年) 4月24日 初度登録 2009年(平成21年) 4月24日  
次回点検 2022年(令和 4年) 4月25日 車検満了 2022年(令和 4年) 4月25日

No	整備内容 (部品又は作業名) (部品番号)	作業	数量	部品・油脂代	技術料
1	エンジンオイル、オイルエレメント 交換 (エンジンオイル油圧低下) エンジンオイル LEO SP ワッシャー、ドレンプラグ カートリッジ、オイルフィルター	交換 交換 交換	4.3 1.0 1.0	6,123 × 777 1,320	990  1,980
<p>* ご利用頂きまして誠にありがとうございます。 携帯(SMS)へアンケートを送信させて頂く 場合がございます。回答頂けると幸いです。</p>					
整備代小計				7,520	2,970

定期点検パック残高確認欄 (加入コース: )

㊦ お預かり金合計	㊧ 今回整備代金(税込/10%)	㊨ 整備代金累計	㊩ 調整金累計	㊪ お取崩金額累計	㊫ 残高 [㊦ - ㊪]
-----------	------------------	----------	---------	-----------	--------------

定期点検履行状況/点検種別/取崩金額

--	--	--	--	--	--

① 部品代	② 油脂代	③ 用品代	④ 技術料	⑤ 整備代合計 [①+②+③+④]
1,397	6,123		2,970	10,490
⑥	⑦ 検査代行手続料	⑧ 整備代合計 [⑤+⑥+⑦]	(内消費税10%)	
		10,490	(953)	

⑨ 諸費用等合計	
重量税	
自賠責	
印紙代等	
合計	
(不課税)	( )
(非課税)	( )

⑩ お預かり金
ご請求金額 [⑧+⑨+⑩]
10,490 円

毎度ありがとうございます。  
現金でお支払い頂きました時には本書を領収証  
とさせていただきます。  
なお、振込によるお支払いには下記の取引銀行  
口座をご利用くださるようお願い致します。

診断	
部品	
整備 1	[Redacted]
整備 2	
整備 3	
中検	[Redacted]
完検	

島田掛川信用金庫  
本店営業部  
普通 0042226  
口座名 株式会社ホンダカーズ駿河  
電話 0537-62-2200

出荷担当者  
[Redacted]

領収印  
収入印紙  
50,000円以上


支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年7月15日～	年月日	金額 2,820円

目的	一般質問レク
使途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

利用証明書


料金所 静岡  
 お問い合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月15日 10時16分  
 車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
 (外訳)

-入口料金所- 掛川  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 \*\*

通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号207-00100944-00

ご利用ありがとうございます。  
  
 料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川  
 お問い合わせは、中日本お客様センター  
 フリーダイヤル 0120-922-229  
 上記番号をご使用にならないお客様は  
 TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月15日 14時11分  
 車種 普通

通行料金 ¥1,410-  
 (外訳)

-入口料金所- 静岡  
 ETC 有効期限22年 5月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 \*\*


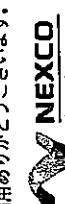
通行料金は、消費税率10%対象です。  
 中日本高速道路株式会社  
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
 取扱番号204-00771342-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

## 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 3年 7月16日～	年 月 日	金 額 2,820 円

目 的	一般質問レク
使 途	交通費 (東名掛川IC⇄静岡IC @1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会一般質問に関してである
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月16日14時36分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外泊)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%料額です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号213-00201401-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p style="text-align: center;"><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>21年 7月16日17時57分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>(外泊)</p> <p>-入口料金所- 静岡 ETC 有効期限22年 5月 会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p>通行料金は、消費税率10%料額です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01681728-00</p> </div> </div>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820 円	1/1 100%	2,820 円

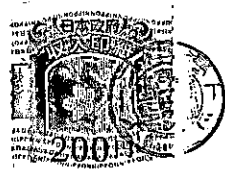
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県外調査費 (鹿児島県)		
年月日	令和 3年 7月25日~令和 3年 7月26日	金額	107,200 円

目的	九州茶業視察費
使途	視察費、交通費 (東名掛川 IC⇄相良牧之原 IC@470×2、地下鉄代)、空港駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	茶業研究における先進地視察を通じ、本県が計画する新茶業研究所建設における提言をまとめるため。
<<領収書貼付枠>> 視察費 105,000 円+470 円×2+260 円+1,000 円=107,200	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	107,200 円	1/1	107,200 円
		100%	



# TOBU TOP TOURS

AB No. 276812

お客様コード [REDACTED]

2021年8月2日

## 領収証 RECEIPT

DATE

RECEIVED FROM 増田 享大 様

領収金額 THE SUM OF ¥ 105,000-

但し FOR 7/25-26 大州視察費用 七二七

上記金額正に領収致しました  
The above sum has been duly received.



※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の  
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	✓ 7/30
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

**東武トップツアーズ株式会社**  
静岡支店  
〒420-0859 静岡県静岡市葵区栄町3-1  
あいおいニッセイ同和損保静岡第一ビル 10F  
TEL 054-255-1919

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 相良牧之原  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月25日 17時04分

車種 普通

通行料金 ¥470-  
(外払)

一入口料金所 - 掛川  
ETC 有効期限 22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

\*\*\* [REDACTED] \*\*\*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-01281656-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 掛川  
お問合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-9222-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

21年 7月26日 20時35分

車種 普通

通行料金 ¥470-  
(外払)

一入口料金所 - 相良牧之原  
ETC 有効期限 22年 5月  
会員番号 (支払 - 1回払い)

\*\*\*\* [REDACTED] \*\*\*\*  
通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 204-01982025-00

## 領収書

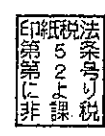
様

ご利用日付 2021年07月25日

時刻 19時42分

券番号: 6593

取引内容: 乗車券購入 金 260円



伝票番号: 37941

・ご利用ありがとうございます。

福岡空港駅 券B04発行  
福岡市地下鉄

## 富士山静岡空港第1

TEL 0120-70-8924

## 領収書

精算機 #05 A 精算No.000035  
発券機 #03 発券No.024601  
入庫時刻 2021年 7月25日(日) 17:15  
出庫時刻 2021年 7月26日(月) 20:11  
駐車時間 1日 2:56  
駐車料金 A料金 1,000円  
=====  
合計 1,000円  
現金領収額 1,000円  
お預り 1,000円  
お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。



2021年7月15日

# ご旅行代金見積書

静岡県議会自民改革会議 様

下記の通りお見積申し上げますので  
宜しくご検討の程お願い申し上げます。



東武トップツアーズ株式会社

静岡支店

案件名	お茶関係 他県視察
行き先	佐賀・鹿児島
出発日	2021年7月25日
帰着日	2021年7月26日
人数	5

静岡市葵区栄町3-1  
 あいおいニッセイ同和損保静岡第一ビル10階  
 支店長 竹内 規夫  
 担当者 XXXXXXXXXX  
 電話 054-255-1919  
 F A X 054-252-9509

項目	単価	数量	合計	摘要	
1	航空券	19,200	4	76,800	7/25 静岡～福岡(FDA 割引運賃)
2	航空券	19,700	5	98,500	7/26 福岡～静岡(FDA 割引運賃)
3	宿泊費	15,950	5	79,750	7/25 泊 博多エクセルホテル東急(1泊朝食付)
4	ジャンボタクシー代	51,700	1	51,700	7/25 佐賀県内
5	ジャンボタクシー代	64,900	1	64,900	7/26 鹿児島県内
6	JR運賃/料金	9,720	4	38,880	7/25 博多～武雄温泉～博多
7	JR運賃/料金	21,680	5	108,400	7/26 博多～鹿児島中央～博多
8	企画料金	1,430	5	7,150	
9	航空券	22,920	1	22,920	
10				0	
11				0	
12				0	
13				0	
14				0	
15				0	
16				0	お一人様あたり
17				0	111,000円
18				0	増田先生
		合計	549,000	105,000 円	



# 行程表 (九州 1泊2日 <往復 福岡空港利用>)

	期日	行程表	宿泊先
①	7/25 (日)	<p>30分前までに手続きをお済ませください。</p> <p>静岡空港 17:50 <math>\xrightarrow{\text{FDA149}}</math> 福岡空港 19:35/20:07頃 <math>\xrightarrow{\text{地下鉄}}</math> 中洲川端駅 20:15 <math>\xrightarrow{\text{備出口}}</math> ホテル (徒歩1分)</p>	【博多市内】 博多エクセル ホテル東急
②	7/26 (月)	<p>ホテル ..... 博多駅 7:22 <math>\xrightarrow{\text{つばめ311号}}</math> 鹿児島中央駅 9:09/9:20 <math>\xrightarrow{\text{タクシー}}</math> 鹿児島県農業開発総合研究センター&lt;視察&gt; 10:20 12:00</p> <p>==== (昼食) ==== 鹿児島中央駅 14:00 14:35 <math>\xrightarrow{\text{さくら5562号}}</math> 博多駅 16:00/16:19頃 <math>\xrightarrow{\text{地下鉄}}</math> 福岡空港 16:24頃/18:35 <math>\xrightarrow{\text{FDA148}}</math> 静岡空港 20:00</p>	

様式第2号

<p>県外調査概要書</p> <p>令和 3年 7月26日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 増田享大</p>	
目 的	鹿児島県農業開発総合センター視察
年 月 日	令和3年7月25・26日
場 所	鹿児島県鹿児島市 鹿児島県農業開発総合センター
内 容	<p>1 行程 自宅(自家用車) - 静岡空港 - (別紙参照) - 静岡空港(自家用車) - 自宅</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容                      に関しては 宮城 議員提出 <sup>NO.</sup> 3-6-8-1 報告書参照                      あり</p> <p>4 県政への反映</p> <p>鹿児島県では、茶業をはじめ各農業関係機関の集約化を進めており、農業大学も併設する広大な敷地の中に、多種多様な農業研究機関が集結している同センターはかなり先進的な取り組みを進めていると感じた。</p> <p>茶業に関しては、常時生産者や関係者、基礎自治体等からのヒアリングを実施し、その要望にこたえる形で品種や土壌改良等の研究や支援策を講じており、見習うべき点が多いと感じた。</p> <p>本県は現在、新茶業研究センター建設計画を進めているが、近年苦境が続く茶業界の支援に向けて長期の振興策を見据えた計画が必要であり、関係者の意見は勿論、先進性や多様性を備えた施設整備が求められており、十分な調査と準備を踏まえた取り組みが必要と感じている。</p> <p>今後は、決して拙速な整備とならないよう県にも要望し、業界全体を巻き込んだ機運の醸成に努めていきたい。</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。





月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
5/2	三社祭礼雛子保存会総会	自宅-市大須賀支所-自宅	28
6	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
9	小笠剣道連盟役員との意見交換	自宅-シオーネ-自宅	22
10	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
11	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
14	J A夢咲茶業情勢についての情報収集	自宅-サエリア-自宅	24
19	湖西警察署落成式 及び意見交換	自宅-現地-自宅	122
21	逆川視察	自宅-現地-自宅	18
24	久居島河川災害現地視察	自宅-久居島-自宅	32
25	コロナ対策に関する意見聴取	自宅-清水区庁舎-自宅	124
27	久居島河川災害現地視察	自宅-久居島-自宅	32
29	横根沢崩落現場視察	自宅-横根沢-自宅	36
31	海岸振興策に関する意見聴取	自宅-牧之原市役所-自宅	46
6/1	大東地区食品衛生協会会員からの意見聴取	自宅-掛川みなみ商工会-自宅	24
8	垂木川現地視察	自宅-現地-自宅	10
10	掛川法人会会員との意見交換	自宅-出雲殿-自宅	6
16	大須賀地区観光協会会員からの意見聴取	自宅-市大須賀支所-自宅	28
21	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
25	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
27	コロナ対策に関するヒアリング	自宅-深澤事務所-自宅	126
7/7	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
9	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
12	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
13	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
15	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106

16	県庁にて調査	自宅-県庁-自宅	106
25・26	県外視察	自宅-静岡空港-自宅	48
合 計			1,892